

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 平成25年度より構成団体からの個別業務（設計・工事）の受託事業を実施するため、所要の改正を行います。
- 2 その他、必要な勘定科目の整理を行います。
- 3 この規程は、平成25年4月1日から施行します。